

住民生活課 医療年金係からのお知らせ

■ ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口で「希望カード」を提示することで利用することができます。

「希望カード」が必要な方は、役場 住民生活課 医療年金係までお問い合わせください。

○ 効き目と安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※ ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

○ 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって価格は異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなる薬もあります。

■ 病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

○ かかりつけ医を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。

○ 具合が悪いときには、早めに受診し、早めに治療しましょう。

○ 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。



後志広域連合 国民健康保険課からのお知らせ

■ 高額医療費申請手続きの簡素化について

医療費の自己負担が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。これまでは診療月ごとに高額療養費支給申請書を提出する必要がありましたが、ご希望により手続きの簡素化の申請書を提出することで、高額療養費（外来年間合算を含む）の支給申請が翌月以降、の申請が不要となりました。

簡素化手続きを行うには「高額療養費の支給申請手続きについて」（はがき）が届きましたら、役場住民生活課医療年金係、または後志広域連合へ「簡素化希望」とお申し出ください。手続きに必要な書類は次のとおりです。 ※ 手続きは初回のみ

- ① 高額療養費支給申請書（簡素化用）
- ② 高額療養費の支給申請手続きについて（はがき）
- ③ 本人確認書類（免許証、マイナンバーなど）
- ④ マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）
- ⑤ 口座振込を希望する金融機関の通帳



高額療養費の支給申請手続きについて（はがき）

■ 簡素化が中止になる場合について

簡素化申請後に、国民健康保険料（税）の滞納や世帯主が死亡した場合などは、自動的に簡素化を停止します。この場合、停止通知書を事前に送付しますので、お手元に届きましたら、「高額療養費の支給申請手続きについて」（はがき）を役場 住民生活課 医療年金係 窓口にご持参のうえ、通常の申請をしてください。

詳しくは、役場住民生活課医療年金係、または後志広域連合までお問い合わせください。

※ 後志広域連合のホームページにも掲載しています。

【問合わせ先】

・北海道後期高齢者医療広域連合
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館内
電話 011-290-5601

・後志広域連合
倶知安町北1条東2丁目
後志合同庁舎 車庫棟2階
電話 0136-55-8013

・役場 住民生活課 医療年金係
電話 67-8785